

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年 8 月 9 日
【会社名】	日工株式会社
【英訳名】	NIKKO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 辻 勝
【本店の所在の場所】	兵庫県明石市大久保町江井島1013番地の 1
【電話番号】	(078)947-3141
【事務連絡者氏名】	常務取締役 財務本部長 藤井 博
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田駿河台三丁目 4 番 2 号 (日専連朝日生命ビル 5 階) 日工株式会社 事業本部
【電話番号】	(03)5298-6701
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員 事業本部長 中山 知巳
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 251,101,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2020年3月期第1四半期報告書（第157期）を2019年8月9日付で提出いたしました。
これに伴い、2019年8月7日付で提出した有価証券届出書について、記載の一部に訂正すべき事項が生じたため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 追完情報
第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____（下線）を付して表示しております。

第三部【追完情報】

（訂正前）

1 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書（第156期）（以下、「有価証券報告書」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2019年8月7日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2019年8月7日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出について

下記「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書（第156期）の提出日以後、本有価証券届出書（2019年8月7日）までの間において、以下の臨時報告書（臨時報告書の訂正報告書を含む）を提出しております。

（中略）

3 最近の業績の概要

2019年8月7日に当社が公表した2020年3月期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）の四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、この四半期連結財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人による監査及び四半期レビューを受けておりません。

（後略）

（訂正後）

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書（第156期）及び四半期報告書（第157期第1四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年8月9日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年8月9日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出について

下記「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書（第156期）の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書（2019年8月9日）までの間において、以下の臨時報告書（臨時報告書の訂正報告書を含む）を提出しております。

（中略）

「3 最近の業績の概要」の全文削除

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

（訂正前）

有価証券報告書	事業年度 (第156期)	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年6月24日 関東財務局長に提出
---------	-----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

（訂正後）

有価証券報告書	事業年度 (第156期)	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年6月24日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第157期第1四半期)	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	2019年8月9日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年8月9日

日工株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松山 和弘 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木 靖英 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日工株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日工株式会社及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。